

## 三条市総合計画協議会設置要綱

令和5年4月1日

告示第128号

(設置)

第1条 三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況等について協議するため、三条市総合計画協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(設置期間)

第2条 協議会の設置期間は、令和11年3月31日までとする。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について、市長の求めに応じて協議し、意見を述べるものとする。

- (1) 三条市総合計画に掲げる事業の進捗状況に関する事。
- (2) 三条市総合計画の基本構想及び基本計画の変更に関する事。
- (3) 三条市総合計画の実施計画の策定及び変更に関する事。
- (4) まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる事業の進捗状況に関する事。
- (5) その他市長が必要と認める事。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、市内に住所を有する者で、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。ただし、第1号、第2号及び第4号に掲げる者の住所の要件については、この限りでない。

- (1) 公共的団体等を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、2分の1以上の委員が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、会長が必要と認める場合は、協議会に諮って公開しないことができる。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、総務部政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (令和6年4月告示第191号)

この要綱は、告示の日から施行する。